

# 大野市介護保険条例等の一部改正について

資料 2

## ① 大野市介護保険条例

【改正理由】 介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が引き上げられたことに伴い、給与所得のある一部の第1号被保険者の課税所得が減少することから、介護保険料収入の減額が見込まれる。

3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の想定しない保険料の収入不足により事業運営に支障が出ないよう、令和8年度の第1号保険料に限り、最低保証額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する特例措置を設ける（介護保険法施行令の一部改正）。

【施行日】 令和8年4月1日